

嵯峨朝における藤原冬嗣の役割：弘仁十年 ～天長三年の官符を中心に

上原, 栄子 / UEHARA, Eiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

28

(終了ページ / End Page)

36

(発行年 / Year)

1965-03-21

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011784>

嵯峨朝における藤原冬嗣の役割

— 弘仁十年～天長三年の官符を中心に —

上 原 栄 子

一

九世紀政界における北家藤原氏の政治的地位が安定したものであったことは言うまでもない。嵯峨朝及び嵯峨後院政治（『令義解体制第一段階』）において、従来、冬嗣以後北家藤原氏が政界での優位を占めることになったと評価されているが、私見では、冬嗣が政界における有力な人物となるのは、その父内膳によるものであり、北家の台頭は内膳の政治力によったと考えた（注）。更に、内膳薨後の政界にあつて、嵯峨親政体制を翼賛しつつ自家の地位を確固たるものにしていった冬嗣の役割は、九世紀初頭の政治史を考察する際には、特に重要である。

既に、諸論考で指摘されている如く、弘仁四年父内膳の遺志をうけて、興福寺南円堂を建立し、弘仁八年以後父の忌日をもって興福寺法花会を創始し、氏寺の祭祀権をより強く掌握した冬嗣は、弘仁十二年には勸学院を創立し、一族の学生の氏爵推挙権も

持ち、藤原氏一族中でも、北家内膳―冬嗣流の優位を確立し、良房以後の前期摂関政治への途を開いた。

本稿は、九世紀政治史理解のために冬嗣を中心に考察した論考の中から、冬嗣が筆頭公卿となつて以後、彼によつて宣布された官符を中心にまとめたものである。

（注）冬嗣の父内膳に関しては、拙稿「藤原内膳の政治史的研究―北家台頭の決定的契機―」（『政治経済史学第一号所収』）として発表した。

二

弘仁九年十二月、右大臣藤原園人（北家楓麿流）が薨じ、藤原冬嗣は大納言のまま筆頭公卿となった。弘仁十年以降は、弘仁初年以降、次々と出されて来た諸官制、諸儀式の整備に関する官符が集大成された時期である。

大同年間、平城帝によつて改められた諸制の多くを再改正する

ことから始まった嵯峨朝の諸改革は、大臣以下の服制の改正、諸司の史生の定員の改定、彈正台の整備、檢非違使の始置、律令官僚の封祿支給に関する規定等、官制の整備や儀式の形式化を示すものが多いが、弘仁十年以降には、それがいよいよ顯著となる。まず、十年六月四日の太政官符で「諸司於朝堂見親王大臣」の儀礼が定められたことがあげられよう。また、翌十一年二月二日には其朕大小諸神事。及季冬奉幣諸陵。則用帛衣。正受朝則用袞冕十二章。朔日受朝日。聽政。受蕃国使。奉幣及大小諸會。則用黃櫨染衣。皇后以帛衣為助祭之服。以禱衣為元正受朝之服。以鈿釵礼衣。為大小諸會之服。皇太子從祀及元正朝賀。可服袞冕九章。朔望入朝。元正受群官若宮臣賀。及大小諸會。可服黃丹衣。並常所服者不拘此例。(日本略)

との詔が出された。これらによっても、廟堂における儀式の形式整備への嵯峨帝の意志がよく理解されるが、この天皇の意図を時の右大臣冬嗣がいかに賛助したかは、前年(十年)十二月二十一日の太政官符によって、諸儀式の際重要な役割をもつ雅楽諸師の数が定められていることを見ても明らかであろう。これらの廟堂における体制化は、弘仁十二年正月三十日、「蓋儀注之興其所由来久矣。所以指曉於與人納于軌物者也。皇上雖以樽酌。節文未具。覽之者多岐。行之者滋惑。」の故に、冬嗣、良峰安世(桓武帝皇子、冬嗣の同母弟)藤原三守、朝野鹿取、小野峰守、桑原腹赤、滋野貞主によつて修定され、「於是抄撰新式採綴旧章。頻要修繕」斯朝憲。取捨之宜斷於天旨。起于元正訖于季冬。所常履行。及臨時軍国諸大小事。以類区分。」した内裏式三卷として法制的に具現

する。

このことは、既に藤原内膳、菅野真道のあとをうけて、冬嗣、藤原葛野麿、秋篠安人、藤原三守、橘常主、物部中原敏久等によつて編纂されていた弘仁格が、弘仁十一年四月二十一日施行されたことと共に、律令の追加法及び施行細則の一部がそろう、日本的律令の整備がなされる第一段階と言えよう。弘仁十一年五月には令の規定により永久保存とされている庚午年籍の紛失した地域に、辛未籍をもつてその代用とすべきことが、冬嗣宣により定められており、これも地方行政とのかかわりあいにおいても、制度上の整備として重要と思われる。

弘仁格、内裏式の編纂にたずさわり、嵯峨親政体制を積極的に整備することにつとめた冬嗣は、忠節な侍臣官僚としての役割を果たしているのである。嵯峨朝廟堂における安定化は、これらの儀式、法制等の整備のみならず大同く弘仁初年にみられる如き大量の人事異動は、正史「日本後記」の当該部分欠文という条件を考慮しても、他の史料からも認められないのである。

三

父内膳の薨後、左近衛大將を継承した冬嗣は、天長三年薨するまで、軍事官僚としても中枢の地位にあった。冬嗣が筆頭公卿となつて以後の嵯峨朝は、体制的にも安定した時期を迎えたことは、軍事関係の記事の減少からも知ることができる。弘仁六年二月、「頃年諸国所造進。年新甲冑。徒有作勞之費。无有当用之便。宜腋楯小手脚纏一從停止。」(類聚三代格同月十六日太政官符)と定められたことは、

それを象徴的に表わしている。既に、大同年間に近衛府、中衛府が改められ、左右近衛府が成立し、弘仁二年には左右衛士府が左右衛門府に改められるという軍制の改革が行われ、それ以後大宰府管内の兵士の減定、陸奥の鎮兵停止等が行われたが、天皇近侍の軍事機構の改変としては、弘仁十一年四月廿一日大舍人の数が四百人に半減され、開司に付されることになったことがあげられよう。桓武帝による遷都の直後出された官符をうけて、大同元年、「除蔭子孫以外一切停補」と任用にきびしい制限が定められていた大舍人の数の半減は、左右近衛府の充実を示すものと考えられる。更に、弘仁十年十一月の左右京職解によって出された太政官符は、職員令及び軍防令の規定をひき、兵士の器仗を帶することを聴している。京中の兵士が「行幸則先驅、尋常即衛城」役割を持つ故に武器を持つことを許されたことは、天皇の頻繁な畿内各所への行幸とも関連があらうし、その行幸に供奉する隊伍を組んだ兵士の一樣な武装化は、天皇權威を誇示するに役立ただに相違ない。

四

弘仁九年五月九日、賀茂斎院司の新設置に伴う職員の人数並びに官位が上卿冬嗣の宣によって定められ、更に十三日後の二十二日には、宮主一員が加えられた。更に、翌年三月十六日の勅には「山城国愛宕郡賀茂御祖并別雷二神之祭。宜准中祀。」(日本紀略)とあり、続いて翌弘仁十一年四月には、「賀茂祭為中祀」として確定する。賀茂祭祀が、山城の豪族、特に帰化人の持つ強大な経済力・

軍勢力を嵯峨帝側に編成し、それを維持していくために、天皇の女を山城勢力の象徴である賀茂社に奉獻したものと評価されるとき、それを画策・準備し、嵯峨帝側近にあって、帰化人ともつながりの深い冬嗣の役割は非常に大きなものであったと考えられる。^(一)更に、弘仁十二年正月には、大和国の任限を制定すると共に、

(前略) 禰宜祝等考者国司勘定、而今至于神主不隸国司、因茲、任中功過無由檢覈、望請、件神主考国司随状褒貶、以旌善惡者、(冬嗣) 同宣、奉勅依請 (類聚三代格貞觀十年六月廿八日太政官符中六)

と再び神主に対する国司の権限が強化されていることは、平城太上天皇の遷都の意図が坐折してから十年余り、大和国の諸神に対しても、神祇行政のひきしめが行われており、集権化の強化を示しているものと思われる。

一方、伊勢神宮に対しては、弘仁十二年八月二十二日「応令伊勢大神宮司檢納神郡田租事」という太政官符が右大臣冬嗣宣によって出され、伊勢国多気度会両郡の神田租及び七所の神戸田等の租を国司が檢納することを停め、神宮司に檢納させることに決定している。

この他、この年八月十五日には、大神・宇佐の二氏を八幡大菩薩宮寺としたことも注目される。

仏教関係では、いわゆる平安仏教といわれる天台法華教義及び真言東密教義が、最澄・空海の活躍によって嵯峨親政体制の内部に浸透していったこの時期には、仏教関係の多くの記事を所見するが、ここでは制度史との関連からふれてみたい。

弘仁十年十月二十五日の太政官符は

定律師以上員数并從儀師数事

僧正一人。大僧都一人。少僧都一人。

律師四人。從儀師八人。

右造式所起請傳。僧尼令云。任僧綱律師以上必須用德行能化徒衆道俗欽仰綱維法務者。所舉徒衆皆連署牒官。一任以後不得轉換者。今案此令簡任僧綱直稱律師以上不顯其号員。仍須具載式条以令補闕者。大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原冬嗣宣。奉勅宜依件定永為恒例。但威儀師員者。依去延曆五年三月六日符。

とあつて、僧綱、律師以上の任用については造式所の起請のように、式条によるべきことが宣されている。令の施行細則が、仏教關係においても編纂されていたことがわかる。

弘仁十三年六月三日、最澄は卒去の前日に、天台法華宗年分度者二名を獲得した。一方、空海は嵯峨帝の信任を得て、弘仁十二年には新銭二万貫を賜わり、東寺長者に補任され、更に天長二年には東宮講師となる等、朝廷内部へ進出したことは既に諸論文にも触れられているが、空海と北家藤原氏の關係を示唆する『帝王編年記』の記載(2)を考慮すれば、その間に時の筆頭公卿冬嗣の果した役割は大なるものがあつたであらう。この問題は今後究明されるべき課題である。

五

弘仁初年以降、天皇の畿内、特に山城・摂津・河内等への行幸が頻繁に行われ、その都度郡司以上の者へ物を賜い、平安京中の

嵯峨朝における藤原冬嗣の役割(上原)

風害に対しては米の支給、京中飢民への賑給、京中米価騰貴に対する官倉米の放出による減価対策等がとられ、一方官人に対しては、五位以上で義倉米を進めぬ者の封禄を停める等の仁政的政策をみる事ができるし、左右京大夫の官を從四位相當官に引きあげたこと殿閣及諸門の号を改めたこと等から、平安京を恒常化しようとする政策は、弘仁九年までにはほぼ確定したと言えよう。ここでは、弘仁十年以降の冬嗣を上卿とする太政官符を通して、嵯峨朝の地方行政の一端を考察してみたい。

弘仁八、九年は凶作であつた。これに対する政策をみると、律令官人の側から

頃年之間。水旱相続。百姓農業損害不少。云々。伏望。省臣下封禄。暫助国用。年歳豊稔。即復旧例(日本紀略弘仁九三、十九条)

との公卿奏が許されて、給与減俸が行われ、十年六月には京中の窮弊者には銭が給された。また、翌年閏正月には、義倉米を進めぬ五位以上の官人の食封位禄を割き留めることとなつたが、それは「封物義倉其率懸隔、以少奪多事乘寬恕、宜以其禄物准輸穀数倍而割留、其所留物依當時沽価」という定めであり、結局五位以上の封禄の四分の一を割り当てることとなつた。『日本紀略』弘仁十一年一日条をみると

其弘仁八九年之間。水旱不登。府庫稍耗。因公卿詳議。暫割五位已上封禄四分之一。以均公用。如今五穀頗熟。支用可均。宜封等数復之旧例。

とあつて四分の一を割き当てることを停め、封禄は旧に復したことがわかる。それと共に同月十五日には「其群臣議定所減封禄等、

竝有恩旨、被復旧例、尤望御膳亦同腹常」ことが公卿によつて上表されている。々天皇は乏しき膳に百姓の苦難を思い、律令官人は封祿の一部を義倉に割き留める々といった仁政が行われたことは、嵯峨朝廟堂の体制的な安定を如実に示すものといえよう。同時に百姓の飢饉を救うために

頻年不稔百姓飢饉。倉廩空尽無物賑贍。不預周給恐忘廉耻。宜遣使者実録富豪之財。借貸困窮之徒。秋収之時依数俾報。

（類聚三代格
承和七年二月十一日官符中）

との勅が出された。「富豪之財」を利用することによつて「困窮之徒」を救うという政策である。既に弘仁初年、田地を占むるに四至を限らず町段数に依るべきことが定められる程田地を占有する者が多かつた事実と併考すれば、古代末期としての律令社会の最も体制的に安定した時期であるこの九世紀初頭に、私財を蓄積し班田制をつきくずす源となる富豪を律令国家が利用せざるを得ないという現象に注目すべきであろう。

更に、延暦十六年四月の太政官符をうけて、出された右の官符は、いかに嵯峨帝を頂点とする律令政府が農民統制に配慮したかを如実に示している。

応禁断利過半倍并非理沽質夏

（前略）

而比年之間都無遵行之。違犯之輩往々有之。或以多直之物而取少錢之質。偏称過限売却多錢。無経官司亦無対主。所剩直錢亦不還。或限一年之内以納半倍之利、至過期廻利為本。每至首春枉取其契。未經幾周忽及数倍如是之姦不可勝計。所在之吏亦無

糾正。今被大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣稱。有制無行無懲有犯。朝章之設豈然哉。宜重下知敎加勾当。普榜示路頭令衆庶知。若猶不改置以法刑。

弘仁十年五月二日

ただ単に官符を出すのみでなく、「普く路頭に榜示し衆庶に知らしめ」嚴重に禁制すべきことを指示している。九世紀に入つて、富豪層の台頭として顕著な下からのエネルギーを一方では貧民救済に利用しつつも、出挙の高利率をおさえ従わぬ場合は「法刑を以てす」ることを宣しある程度までそれが実現したと考えられることは、十世紀の地方行政にみられぬものであり、先にも触れた体制的な安定を維持したこの時期（令義解体第一段階（3））における特徴であろう。

続いて同十年六月二日には「禁断売買麦藁事」という官符が、天平勝宝三年三月、大同三年七月、弘仁十年三月のそれぞれの格をうけて宣布されている。麦藁については、弘仁二年四月の勅によつて「苧麦為藁。禁制久矣。今聞。京邑百姓。未秋之前。沽之給急。計其所得。倍於収実。利苟在民。何勞禁制。自今以後。永聽売買。」と定められているにもかかわらず、この官符がまったくそれに触れられていないことに問題が残るが、とに角、この時点での再禁止は、弘仁八、九年の飢饉の故とも考えられよう。夏の端境期における飢饉の防止策として、弘仁十一年七月の太政官符は、麦の耕作を奨励している。とかく、我々の関心は租の対象たる米に注意するあまり、麦をはじめとする雑穀の栽培について見落しがちであったが、社会経済史を論ずる場合、九世紀におけ

る畠作物についても、今後相当に考察すべきであると思う。加えて、九世紀初頭の経済史上の、もう一つの問題点として、弘仁二年の勅にも見られる如く、京邑百姓は麦藁を売ることにより「計其所得。倍於収実。利苟在民」のであり、京中の窮弊者に銭を給すること等も併考するとき、貨幣流通の浸透度について新しい視角からの検討が必要と考える。それと同時に、冬嗣による鑄銭司の官員新置及び増員（弘仁九年四月十五日太政官符 弘仁十二年七月十日太政官符）が、何の政治的理由から、如何なる経済的要請から行われたのかも、調査検討しなおすべきであろう。

弘仁八、九年の飢饉対策として、以上のほかに、京中の空閑荒地の開墾が奨励されたことも挙げねばなるまい。即ち、

太政官符

応以閑廢地賜願人事

右左京職解称。京中閑地不少。須勸課令尽地利者。大納言正三位藤原朝臣冬嗣宣。奉勅依請者。而不事耕營徒過日月稍成數沢。望請空閑之地自今以後賜冀申輩為常地者。正三位行中納言良峯朝臣安世宣。奉勅。惣計空閑地先申其數重課其主悉令耕種。一年不耕者収以賜冀人。若授地之人二年不開者改賜他人。遂以開熟之人永為彼地主。

弘仁十年十一月五日

この官符の正三位中納言良峯安世は、桓武帝皇子で冬嗣の同母兄弟である。ただ、安世が正三位中納言であったのは弘仁十四年四月二十七日から天長五年二月二十日までの間であるから、この格の後半部分は、その期間に出されたものであろう。空閑地を願

嵯峨朝における藤原冬嗣の役割（上原）

人に賜うという政策は、より耕作能力のある「富豪」の財力をより助長し、日本の律令体制の法制的成熟と安定という現象と矛盾する。この矛盾は、十世紀以降の封建制の成立へつながる一大要因であると考えられる。

弘仁十一年には、諸国の田籍を除き、田図のみを保存することになったが、その理由は「今檢諸国田籍、偏注戸頭姓名口分田町段。一班之後不必相同。但國者公私有用永存可見」である。これより諸国からは籍を停めて図を提出させることになったことは、人身取奪から土地を基本とする取奪形態への政策の転換を窺知せしめるが、尚且、律令制の日本的な整備が行われつつあるという、令義解体制の一般的な特性をここにもみることができるといえる。

地方官の統制及び農民の保護という面からも、注目すべき格が弘仁十年・十三年に集中している。

まず弘仁十年五月廿一日「応国司中政許不以実奪其公廩事」という太政官符が出され、「許増賑給飢民數事」「許申官舍堤防等破損并許増支度數事」「許増損田數事」についての取締り令が出された。上記のような不正を行った地方官がかなりあった故であろうが、国司・郡司共に「為吏之道須致忠貞、不実之事理須懲革。」として厳しく取締られ、それがかなりの効果をあげたことは、後の『続日本後紀』や『文徳実録』に薨伝や卒伝を遺した地方官の「能吏」を多く生み出した事実からも推測される。郡司に対して、その任用に関して弘仁三年八月の「自今以後餘擬郡司一依国定。若選非其人政績无驗則署帳之官咸解見任。永不叙用以懲将来」という格が実際の運用上に問題が多かったため、弘仁十三年十二

月には「先申初擬歴試雜務得可底績銓擬言上。仍於所司計会功過始預見任、然則国宰免濫選之責。郡司絶僥倖之望。但先尽譜第後及芸業」として、郡司は「初擬三年後乃預銓例」ことに決定し、良峯安世を上卿とする太政官謹奏が出されている。また冬嗣宣によつて、天長元年八月には「応令諸国郡司譜図牒一紀一進事」が天長二年閏七月には「応諸郡司病損之後不預他色依旧復任及還本事」の太政官符が出されて、郡司の任用に関する詳細な規定が述べられている。

このような地方官に対するきめ細かな規定を定め、綱紀肅清をはかる一方、弘仁十一年五月には路頭における飢民及困窮の百姓に対する扱いについて、国郡司に対して行政指導が行われている。今その官符を掲げると、

太政官符

応収養在路飢病無由達郷井不能自存百姓等事

右存恤之事載在令条。国郡官司理須遵行。而収養医療未聞其事。大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣。奉勅惣育之道理不可然。違法之吏深合科責。宜更下知勤使医療。勿令彼黎民徒致非命。其料量用正稅者。其季中所用正稅。大國五百束以下。上國四百束已下、中國二百束以下。下國一百束以下即国郡司親加訪察。若乖符旨存濟失所為他見告依法科罰。夫專当国郡司名及所存濟之人數附朝集使。所用正稅附稅帳使。並作別卷。毎年言上。但不能自存之輩一依令条行之。不得違法輔用正稅。

弘仁十一年五月四日

この官符に明らかなように、令の規定にない「収養医療事」について補足したものであり、令の追加法としての格の性格を典型的に示しているといえよう。既に触れた法制上の整備を示す史料としても重要であるし、令制の整備が十二年後の天長十年、清原夏野等により、*第五の令*ともいふべき『令義解』として一応定着する前提としても注目すべきであろう。格に示された「在路飢病無由達郷」者は、京上運脚の任を終えた百姓が多かったと思われる。調物・租物等の京上及び京上運脚夫に就いても、次のような政策をみる事ができる。まず、弘仁十三年正月三日の太政官符に、

應駅戸給借貸并口分田授一処事

右檢大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣緒嗣奏狀傳。昔任陸奥出羽按察使曰。道經東山略問百姓之苦。天下重役莫過駅戸。夏月飲河不顧產業。冬日履霜常事通送、雖寬免其庸係勤苦倍於平民。伏望諸国駅子准書生例每戸量給借貸二百束。兼拟駅家近側好田混授一処。縱令雖有雜田換充寬村。然則零落駅丁有便会集。上下公使無煩稽滯。臣之管見不可敢不奏。謹錄事狀。伏聽 天裁者。右大臣宣。奉 勅宜依奏狀者。仍須有駅馬十疋已上駅家之戸。戸別給二百束。不滿十疋者戸別百束。其田者除百姓要地之外。随駅子願授於一処、

とあつて、民部卿藤原緒嗣の陸奥出羽按察使に任ぜられていた時の経験からの「略問百姓之苦。天下重役莫過駅戸」という訴えが許されて、駅馬十匹以上の戸は戸別二百束、十疋以下は戸別百束を給することが許されている。

弘仁十一年五月の格で、帰途の百姓に対する保護策が打出された京上脚夫の京中における脚夫役は、弘仁十三年正月廿六日停止された。

太政官符

応停止脚夫役事

右被右大臣宣稱。(冬嗣)奉 勅。頻年諸国損害相仍。百姓困窮無所息肩。而貢調人夫。入都脱担。未經幾日。東西驅使。憂歎之懷。

逐年有聞。撫臨之道。事須矜恤。宜諸国脚夫。都下之役。自今以後。永從停止。

このように、京上脚夫の役を軽減することは、京上物資の運搬をより円滑にするためであり、その意味でも地理的に重要な近江国に就いての弘仁十三年三月廿八日の格は重要である。即ち近江国穀十一万五千斛のうち、「駄賃料一万五千斛。駄五万疋 正別三斗」を差引いた十万斛を運進させることになった。これまで「常賃一万斛正別二四」であったが、「今加五千斛正別一斗」と定まった。その理由は、近江国の諸郡穀を穀倉院に収めたのち、「統即運送越前国物便填其代」のためである。越前国は、弘仁十四年江沼加賀二郡をもって加賀国を分離するが、この格の出されたのはその前年であり、延喜主税式をみると、越前加賀両国の正税雜稻合せて百七十一万四千束という大国(常陸に次いで二位)である。越前の物資運搬のため、近江駄がいかに重視されたかを知ることができる。

この京上物資運搬にかかわる方針は、海上輸送の場合にも適応されている。即ち、

太政官符

嵯峨朝における藤原冬嗣の役割(上原)

応令大宰府司填納別貢雜物挾抄水脚等冊四人所給衣料代物事
商布八十八端 綿冊四屯

右被右大臣宣稱。(冬嗣)彼府別貢雜物等。五月以前為例進上。而事乖前例違期乃貢。遂使水脚等涉秋經冬寒苦嚴節、此則府吏不悛前怠之所致也。宜令給衣新。其代者色別准率。奪府吏公廩混合正稅。

弘仁十三年十二月十日

とあって、府吏をいましめ、水脚等に衣料代物を給している。これも、大宰府管内の別貢雜物の京上の滞渋を解決し、物資の運搬を円滑に行わせるための配慮であろう。

一般的な対農民政策をみると、弘仁十二年四月二十一日の太政官符では、農民の困窮を防ぐ抜本的対策として、災害を防ぐため水辺山林の伐木禁止が出され、また休息地として重要な路辺の樹木の伐木が禁止されている。次いで同年五月廿七日には、「応哀賜力田以勸農民事」と、力田の輩を挙用し、農民を勧めることを打出しており、「経国之要、農耕是勉」と、積極的に農民を育成しようとする政策がみられる。この方針は、更に翌十三年三月に宣符された二通の太政官符「応養活疫病百姓者賜出身叙位階事」と「応輸私資物養飢百姓者賜出身叙位階事」によって積極的に推進しようとする意図が強かったことがわかる。この弘仁十三年の二通の官符は、いずれも大宰府管内の前年の凶作に対する策であるが、「二等以上親」を除き、白丁で三十以上の病人を養った場合と稲一千束を輸した場合は最高初位に叙せられ、それ以上病人を養った場合「毎十人加一階。初位至八位以上。毎廿人加一階。」私

資物を輸した場合「毎階二百束。自初位至八位以上。毎階四百束」で、共に「若養越此法者。録名言上。量其形迹。授以五位。」という定めである。先にも触れたが、国家が地方の富を蓄積した者を利用することにより、官位を得た者はますます地方の名実共に備えた「豪族」になる契機をつかんだのである。

六

藤原冬嗣を上卿として宣布された諸官符を、官制・法制、軍事、宗教、地方行政の各方面に分類し、若干の考察を加えた。これらの太政官符は、嵯峨朝の基本的政策を示している。つまり、嵯峨帝の意志をうけ、上卿として官符の宣布にかかわった冬嗣は、嵯峨朝政治の代表であり、嵯峨帝の意志の代行者であった。嵯峨帝の厚い信任を得て、皇女潔姫を子息良房の室とし、北家の廟堂における確固たる地位を確保した冬嗣は、既に多くの論考によって指摘されているように、九世紀後半の前期摂関政治への途を開いたのである。

しかし、冬嗣の役割は、ここにとりあげたいいくつかの官符をみただけで論じることは勿論充分ではない。特に父内膳と共に、帰化人と深いつながりのあったと考えられる冬嗣は、九世紀初頭の政治史における役割の重要性は勿論のこと、大陸及び半島の影響が濃厚な九世紀の祭祀や宮廷芸能等について考察する際にも、その存在は考慮されねばなるまい。

本稿で試みた藤原冬嗣を通しての九世紀初頭の政治史の分析は、九世紀の日本史の全体像を描くための一素材であり、今後

北家藤原氏を中心に据えて、日本古代史を再検討する作業を続けて行きたいと考えている。

注(1) 亀井日出男氏「令義解体制における皇祖神威に関する一考察―延喜斎院司式にみたる賀茂祭祀の特質―」(政治経済史学第十六号所収)

(2) 弘仁四年項。冬嗣の建立した興福寺南円堂は、父内膳が藤氏の衰微を歎いて「申合弘法大師被造立」た不空羂索観音像をまつるためのものであり、仏殿のできぬうち内膳が薨じたので、冬嗣によって建てられたとある。

(3) 彦由一太氏『中央集権的古代末期政権としての「律令制国家権力」の成熟完成とその史的意義―「嵯峨朝及び嵯峨後院政治」へ令義解体制Vの評価―』(歴史評論第一四九号所収)

〔付記〕

本稿に引用した官符は『類聚三代格』に拠り、紙数の関係上、『三代格』以外から引用した史料のみ注記を加えた。また、自余の諸先学の関連諸論文名及びその紹介は、紙数の関係上省略させていただいた。